

公益財団法人東京都人権啓発センター
第2期中期計画

令和6（2024）年3月

公益財団法人東京都人権啓発センター

目 次

第 1 第 2 期中期計画の策定に当たって	1
1 第 2 期中期計画策定の趣旨	
2 計画期間	
3 進捗管理	
第 2 第 1 期計画期間の実績と今後の方向性	3
1 第 1 期計画期間の実績	
2 今後の事業の基本的な考え方	
第 3 第 2 期中期計画の基本方針	8
1 「中期的な課題（メインテーマ）」の設定	
2 「重点課題」の設定	
3 各主要事業についての基本方針	
4 事業展開を貫く 4 つの柱	
第 4 「4 つの柱」に基づく具体的な事業展開	11
1 人権啓発の拠点機能の強化	
2 情報発信機能の充実・強化	
3 アウトリーチ機能の展開・強化	
4 組織体制の強化	

第1 第2期中期計画の策定に当たって

1 第2期中期計画策定の趣旨

公益財団法人東京都人権啓発センター（以下「法人」という。）は、令和3年3月に初めて、中長期的な視点に立った総合計画となる中期計画（以下「第1期計画」という。）を策定した。令和5年度末をもって、第1期計画における3年間の計画期間が終了することを受け、この間の法人を取り巻く社会情勢や都民ニーズの変化、事業の進捗等を踏まえ、今後3年間の取組を示す計画として、新たに第2期中期計画（以下「第2期計画」という。）を策定する。

2 計画期間

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年

3 進捗管理

第2期計画に掲げた各事業を確実にかつ効率的・効果的に実施していくため、引き続き、Plan（計画）、Do（行動）、Check（点検）、Action（見直し）のマネジメント・サイクルを基本とした進捗管理を行う。

なお、目標設定に当たっては、令和5年度から、東京都政策連携団体（以下「政策連携団体」という。）の評価方法が、これまでの組織運営に軸足を置いた経営目標評価から、都庁グループとしてより成果重視の視点で東京都及び政策連携団体の事業に着目した「グループ連携事業評価」に変更されたことを踏まえ、成果に着目した指標（アウトカム指標）を設定することにより、都民のクオリティ・オブ・ライフ（QOL）向上につながるサービスの充実を図る。

年度ごと・事業ごとの評価・検証に基づき、現場の実態を正確に把握し、改善を図っていくとともに、社会情勢等の変化に対しては、Observe（観察）、Orient（状況判断）、Decide（意思決定）、Act（行動）の意思決定の考え方も取り入れ、柔軟に対応していく。

図1 進捗管理（イメージ）

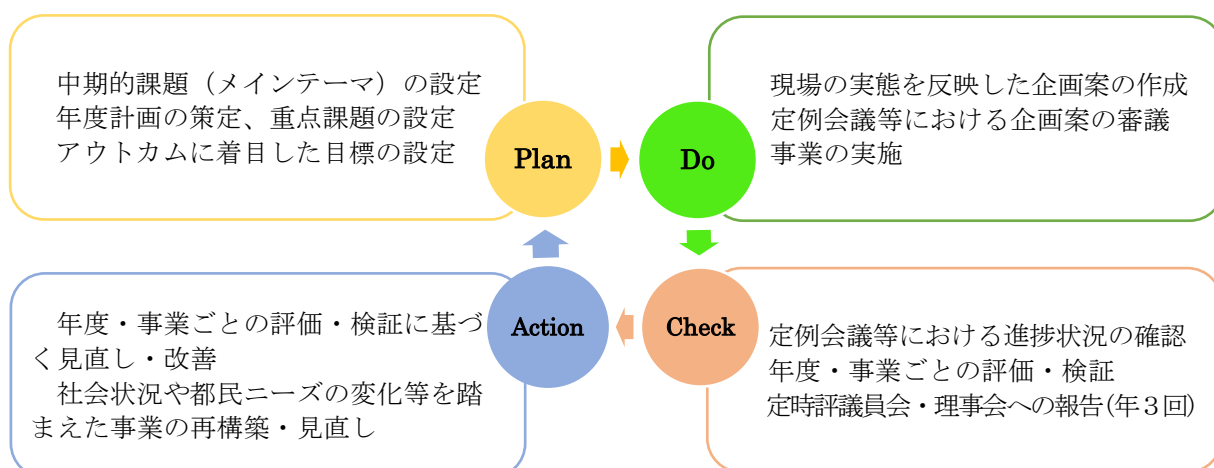
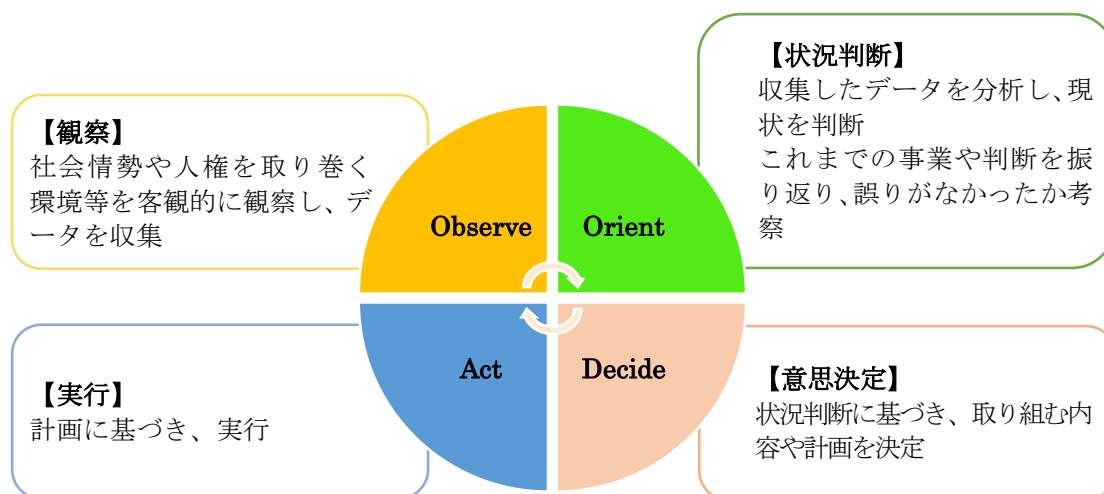


図2 社会情勢等の変化への対応（イメージ）



第2 第1期計画期間の実績と今後の方向性

1 第1期計画期間の実績

(1) 基本的な考え方

第1期計画は、法人の使命を将来にわたって確実に果たしていくため、今後目指すべき理念を明らかにするとともに、その達成に向け、中長期的な視点に立って総合的に取組を進めていくために策定したものであり、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間としている。

当該計画では、中期的な課題（メインテーマ）及び年度ごとの重点課題を設定することを定めるとともに、事業展開を貫く4つの柱を機軸に計画的に事業を実施していくことを明らかにした。

(2) 進捗管理

中期計画に掲げた各事業を確実に効果的・効率的に実施していくため、定期的な業務報告会議や進行管理表などに基づき、各事業の進行管理を行っている。また、中期計画の進捗状況を、理事会及び評議員会において報告している。

(3) 事業成果と課題

第1期計画に基づき、中期的な課題のほか、各年度における重点課題を設定し、特に注力すべき人権課題を明確化した上で取組を強化するなど新たな事業体系を構築するとともに、新人事制度の導入をはじめとする人材育成の強化を図り、組織としての仕組みづくりに取り組んできた。また、適時適切な進行管理を行うことにより、計画的な業務執行のスタイルが着実に組織全体に浸透してきている。

なお、第1期計画期間における主な事業成果は以下のとおりである。

ア 「インクルーシブシティ東京」の実現に向けた取組

東京都が策定した「『未来の東京』戦略」に掲げる多様な人が共に支え合う「インクルーシブシティ東京」の実現に向け、人権教育・人権啓発を着実に進めていくため、3年をスパンとするプロジェクトを展開した。

下記のとおり、障害当事者を起点とする発明に主眼を置いた「発明プロジェクト」を展開し、さらに若年層を対象とした「学習プログラム」を実施するなど、インクルーシブな社会の土台となる多様な人々に対する理解促進の機会を創出するとともに、「インクルーシブ」な社会に導く・支える「人」の育成を図った。

年度	プロジェクト	取組内容
令和3(2021)年度	発明プロジェクト第1弾	・もっと人権プラザに来たくなる！多様な人々が利用できる施設づくり
令和4(2022)年度	発明プロジェクト第2弾・第3弾	・子供たちがスポーツなどのアクティビティを通じて障害当事者の課題を『自分事』にできる仕掛けづくり ・はたらくフロンティア―障害者が働く現場から、働き方の多様性や可能性、これからの「はたらく」を考えよう
令和5(2023)年度	インクルーシブシティ東京プロジェクト	・特別展示「セサミストリーとの仲間たちと学ぼう！子どもの権利」 ・参加・体験・交流型の学習プログラム

イ 重点課題に対する取組

社会情勢の変化等により生じた新たな課題等にも的確に対応するため、各年度において特に注力すべき人権課題を「重点課題」として明確化を図り、取組を強化した。

下記のとおり、「重点課題」を設定し、企画展示や人権問題都民講座、情報誌「TOKYO人権」などを活用して多角的かつ重層的に事業を展開し、当該課題に対する都民の人権意識の高揚を図った。

年度	重点課題	主な取組内容
令和3(2021)年度	新型コロナウイルス感染症と人権	・企画展「読む人権 じんけんのほん “感染症と差別”」 ・人権問題都民講座「コロナ禍と外国人労働者一技能実習制度を中心に」 ・シンポジウム「ポストコロナ時代の人権教育・人権啓発とは」 ほか
令和4(2022)年度	障害者の人権	・企画展「いっしょに生きる一身体障害者補助犬法成立から20年」 ・TOKYO人権 第97号 インタビュー「ろう者ならではの才能や文化があることを、伝え続けていきたい」 ・人権啓発行事「新たな人権啓発のカタチ — ユニバーサルな上映とトーク」 ほか
令和5(2023)年度	性の多様性	・インクルーシブシティ東京プロジェクト「人権ディフェンダーになるための4日間集中プログラム（ユース向け）」 ・人権問題都民講座「多様な性が認められる社会に向かって —『思いやり』を超えた環境づくりのために」 ほか

ウ 事業展開を貫く4つの柱

【1 人権啓発の拠点機能の強化】

東京都人権プラザでは、より啓発効果の高い展示に切り替えるため、令和2年度に旧来の一方通行的な情報提供を主とする展示形態から「参加型・体験型・発明型」の展示形態に転換するリニューアルを実施した。

リニューアルの効果を最大限発揮するため、令和2年度から令和4年度までの3か年において、専門的な知見を有する団体・企業と協働して、障害当事者を起点とする3つの「発明プロジェクト」を展開し、障害者が抱える課題への理解を促進した。

令和5年度からは、新たに「インクルーシブシティ東京プロジェクト」として、特別展示コーナーをリニューアルし、「セサミストリート」を起用した子どもの権利をテーマとした展示を開始するとともに、「インクルーシブ」な社会に導く・支える「人」の育成に向け、若年層を対象とした参加・体験・交流型の学習プログラム等を展開した。

また、既存展示においては、令和4年度に東京2020大会のレガシーである「パラリンピックムラール」を受け入れたことに伴い、「オリンピック・パラリンピック

と人権」を再構成し、「スポーツと人権」としてリニューアルした。

一方で、人権啓発の拠点施設としての機能をより一層強化するためには、人権啓発の裾野を広げていくことが必要不可欠であり、新たな特別展示や若年層を対象として開発した学習プログラムを広くPRし、若年層をはじめとする新たな層を掘り起こし、来館者増につなげていくことが重要である。

【2 情報発信機能の充実・強化】

令和3年度にホームページをリニューアルし、分かりやすく使いやすいサイトとすべく構成やデザインを改善するとともに、職員が更新できるようCMS（Contents Management System：コンテンツ・マネジメント・システム）を導入し、即応性の高い情報発信を可能とした。

また、コロナ禍を契機に、デジタルデバイド（情報格差）に対応しながらオンライン化を進め、対面とオンラインを併用した「ハイブリッド型」の事業展開を図るなど、人権教育・人権啓発のクオリティ・オブ・サービス（QOS）の向上を図った。

令和5年度には、人権相談の窓口をより利用しやすいものとするため、DX推進を見据え、一般相談・法律相談のオンライン相談、インターネット上の誹謗中傷や人権侵害等に関して相談を受け付けるSNS（LINE）相談を開始し、相談事業のオンライン化を実現した。

一方で、講座アンケートによると情報の入手先について、ホームページより案内チラシの割合が高いことや、ホームページのアクセス件数やYouTube公式チャンネルの視聴回数が伸び悩んでいることから、Webにおけるより効果的な情報発信に向け、さらなる取組が必要である。

【3 アウトリーチ機能の展開・強化】

インクルーシブな社会の実現に向け、学校や企業に対する人権教育・人権啓発活動を一層促進するため、アウトリーチ活動をはじめ、プラザに来館できない人々への働きかけを強化した。

アウトリーチ機能の強化に向け、企画展示の実施に当たり、出張展示等での展開が可能となるような展示内容を企画立案し、企画展示のパネルや映像を活用した出張展示を実施することで、東京都人権プラザに来館できない人々にも訴求した。また、新たな取組として、令和3年度に企画展示終了後に多摩地域での巡回展示を実施した。令和5年度には、企画展示「心と体を傷つけられて亡くなった天国の子供たちのメッセージ展」を東京都人権プラザのほか多摩地域でも開催した。

人権問題体験学習会、出張展示については、アンケート等の意見・ニーズを踏まえ、人権問題体験学習会の新規プログラムを開発・実施したほか、ニーズの高いものを軸に「出張展示キット」を製作した。

今後も「オンラインコンテンツ」の活用も含め、アウトリーチ活動に活用できる展示の充実・強化に引き続き取り組んでいく。

【4 組織体制及び調査研究体制の強化】

事業の拡充や多様化に的確に対応できる組織体制の構築に向け、令和4年度に新人事制度の運用を開始するとともに、プロフェッショナル職員の育成（能力開発）を軸に新たな「人材育成方針」、「職員基本計画」を策定し、職員の育成及び能力開発、ノウハウの維持・継承に係る体制を整備した。

令和5年度には、政策連携団体の職員としての基礎研修など新たな研修を含む「研修実施計画」を策定し、悉皆で職員研修を実施した。加えて、業務ノウハウの継承に向け、業務フロー図を整備するとともに業務マニュアルの作成を進めた。

また、効率的・効果的な事業執行に向け、定例会議を活用した業務報告、進行管理表による事業の進捗状況の確認により、計画的な事業執行に取り組んだほか、令和4年度には、次期計画事業の企画立案を検討するため、「企画PT」を立ちあげた。

加えて、事業に資するため、社会情勢等や人権課題に関する情報を収集するとともに、来館者や講座受講者等を対象としたアンケートを行った。さらに、各人権団体等と構築したネットワークを活用し、シンポジウム等を実施した。

一方で、調査研究体制の強化に向けた取組については、事業ごとに単独の効果しがなく、組織的・制度的に有効に働いていないことから、成果としては不十分であった。

2 今後の事業の基本的な考え方

法人においては、事業の実施に当たり、これまでに培ってきた人権教育・人権啓発に係るノウハウ及び各人権団体等とのネットワークを活用し、事業の質の向上を図るとともに、専門性・機動性・現場性をいかに発揮して各事業を着実に実施することで、総合的な人権啓発を推進し、人権尊重の理念がすみずみまで行き渡った東京の実現を目指してきたところである。

第2期計画においても、その考え方を踏襲するとともに、第1期計画期間中の取組に対する成果や残された課題などを踏まえ、事業の充実・見直しを進めることで実効性を高めていく。

また、政策連携団体でもある法人は、「都庁グループ」の一員として、東京都と協働して事業等を執行し、東京都の政策実現に向け連携することが求められている。令和5年度からは、政策連携団体が行う事業等について、東京都の施策目標への寄与や今後の方向性等を分析・評価し、翌年度の予算や団体の取組に反映する「グループ連携事業評価」が始まった。これを踏まえ、公益財団法人としての公益性はもとより、これまで以上に東京都の施策目標を意識した事業を東京都と連携して計画し、実施していくことにより、政策連携団体としての存在価値の向上を図っていく。

(1) 第1期計画からの主な改正点

ア 3年後の到達目標の明確化

実効性のある計画とするためには、目標に対する達成度を的確に把握することが重要である。そのため、事業ごとに3年後（令和8年度）の具体的な到達目標を明らかにした上で、それを達成するために必要な取組を示すことにより、計画の適切な進捗管理を図る。また、到達目標は、可能な限り成果に着目した指標（アウトカム指標）で、かつ定量的な数値目標を設定する。これらにより、目標に対する達成状況、達成見込みを的確に把握するとともに、適切に評価することで、事業の改善を図り、人権教育・人権啓発の質を高め、事業参加者の満足度向上につなげる。

イ 取組内容の見直し・再構築

計画に掲げる取組を確実に実行していくためには、その内容を全職員が共有し、一丸となって取り組むことが欠かせない。そのため、第1期計画の取組内容のうち、重複する項目を見直し・再構築することにより、職員が具体的に行動しやすく、進捗管理を着実に実行できるものとする。取組内容が明確になることで、適切な進捗管理が可能となり、当初の計画と現状とのギャップを的確に把握することで、目標達成に向け明らかになった課題の解決につなげていく。

(2) 事業内容の見直し

ア 企業に対する支援の強化

法人では、これまで人権研修講師出講事業やアウトリーチ活動などを通じて、企業に対する人権啓発を行ってきたところである。近年、企業による人権尊重の必要性について国際的な関心が高まり、サプライチェーン全体を含めた人権への取組が企業に求められている。法人においても企業に対する新たな支援が期待されていることから、ビジネスと人権に関する取組について拡大強化していく。

イ 調査研究体制の構築

政策連携団体である法人は、都民や教育機関・企業等のニーズ等を捉えた多種多様な事業を展開する東京都のパートナーとして、東京都の人権施策を補完・代行することが求められている。そのためには、引き続き人権課題に関するニーズの把握や分析、多様な人権団体とのネットワークの構築・活用を果たしていくことが肝要である。

一方で、法人の人員体制や予算といった現実的な視点を踏まえると、調査研究体制の構築は現時点では実現性が低いものと考えざるを得ないことから、これらの取組については、東京都との協働に向けた取組として、まずは、情報収集及びネットワークの構築に注力することとする。

第3 第2期中期計画の基本方針

前章の「第1期計画期間の実績と今後の方向性」を踏まえ、第2期計画期間において、後述の主要事業を含めた各事業を確実にかつ効率的・効果的に実施することにより、「多様な人が共に支え合う『インクルーシブシティ東京』」の実現に寄与する。

1 「中期的な課題（メインテーマ）」の設定

令和3年3月に東京都が策定した「『未来の東京』戦略」の「インクルーシブシティ東京プロジェクト」において、「東京都人権プラザの機能強化」が掲げられたことを受け、令和2年度に東京都人権プラザの「インクルーシブシティ東京プロジェクト」を開始した。

第2期計画期間においても、引き続き「インクルーシブシティ東京」の実現に向けた取組を推進していくため、以下のとおり中期的課題を設定し、その解決に向けて所要の事業を確実に推進していく。なお、中期的な課題における取組の最終年度においては、シンポジウム等により、事業成果を公表することとする。

◆ 主軸となる中期的課題（メインテーマ）

「インクルーシブシティ東京の実現に向けた人権啓発教育プロジェクト」の展開

【期間】

令和5（2023）年度から令和7（2025）年度まで（3か年）

【基本方針】

- ① 人権プラザを拠点に「学ぶ」
- ② 人権プラザを起点に「つなげる」
- ③ 民間団体の知恵の活用

【具体的な取組】

- ① 「人権ディフェンダーになるための4日間集中プログラム＜ユース向け＞」の実施
- ② 「人権ディフェンダーになるための2日間集中プログラム＜ユース世代と関わる大人向け＞」の実施
- ③ 特別展示「セサミストリーートの仲間たちと学ぼう！子どもの権利」の展示
- ④ これまでの発明プロジェクトの成果などを活用した「アウトリーチ活動」の積極的な展開
- ⑤ 民間団体と協働した、訴求力・発信力のある事業の実現

◆ 次の計画期間に向けた新たなプロジェクトの設定

令和8年度以降も、今期同様、概ね3年間のスパンで「インクルーシブ」な社会に導く・支える「人」の育成を進め、人権を守るという強い意志を持ち、自ら行動し平和的に人権擁護の取組を促進していく「人権ディフェンダー」の育成を図る。

なお、計画期間は、東京都や社会情勢等によっては延長を含め、見直しを図る。

2 「重点課題」の設定

(1) 解決すべき「重点課題」

メインテーマの実現を念頭に、計画期間中の各年度において、特に注力して取り組むべき「重点課題」を明確に設定するとともに、関連する諸事業に横断的かつ計画的に取り組むこととする。

重点課題は、「インクルーシブシティ東京」の実現に向けた人権啓発教育プロジェクトにおける当該年度のテーマと同一のものとするが、社会情勢や人権を取り巻く環境の変化により、喫緊の取組が必要となる人権課題が発生した場合には、発展的かつ柔軟に対応する。

◆ 令和6（2024）年度：文化の多様性

グローバル化が進む中、多様性や包摂性を一層高め、誰一人取り残さない共生社会の実現が求められている。このことを踏まえ、社会を構成する多様な人々の尊重につながる取組を展開する。

◆ 令和7（2025）年度：様々な格差に伴う人権課題

様々な格差が顕在化する中、経済格差、教育格差などに伴う人権課題など、身の回りで起こる様々な問題を取り上げ、これらの格差に起因する偏見や差別の解消に向けた取組を行う。

◆ 令和8（2026）年度：新たなテーマ（未定）

新たな計画事業におけるテーマ、社会情勢や人権を取り巻く環境の変化、人権に関する社会的関心など見据えながら、時宜を得たテーマを設定する。

(2) 「重点課題」と主な事業との連携

「重点課題」は、当該年度の事業を構築する際の中核をなすテーマであり、法人における各事業の縦軸として位置付け、関連事業とともに実施することで、相乗効果を発揮する。特に、東京都人権プラザの主要事業である人権問題都民講座においては、必ず「重点課題」に関連するテーマを取り上げることとし、「人権ディフェンダー」の活動に対する理解促進、環境整備を図る。

なお、「重点課題」については、事業実施に当たり、東京都の関連事業所管局や他の政策連携団体等とも緊密に連携し、幅広く事業を展開することに努める。

3 各主要事業についての基本方針

各主要事業については、第1期計画に引き続き法人が擁する高度な専門性及び現場力を遺憾なく発揮して、事業の意義や目的を含む事業計画を明確にした上で、積極的な事業展開を図っていく。

その際、アンケートについて、参加回数及び理解度や認識の度合いを測る項目、事業で得た気づきを今後どのように活用するかを問う項目を設定するなど、具体的な事業効果が測れる創意工夫を施すことにより、より効果的な事業の構築を目指していく。

4 事業展開を貫く4つの柱

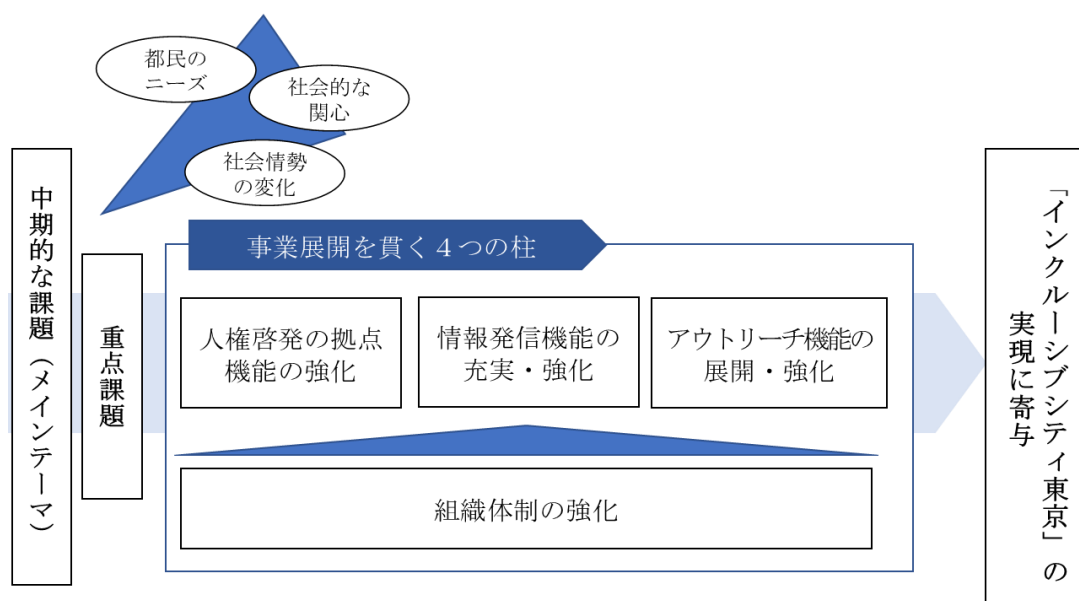
第2期計画期間においては、前述のとおり、既存事業にも引き続き注力し、事業全体のさらなる質の向上を図る一方で、「インクルーシブシティ東京」の実現に向けた取組を確実にやっていくことが不可欠である。

そこで、これらを担保するため、プラザの機能向上及び法人の事業の推進と質の強化を目指し、引き続き事業展開を貫く4つの柱を機軸に、計画的に事業を実施していく。

【事業展開を貫く4つの柱】

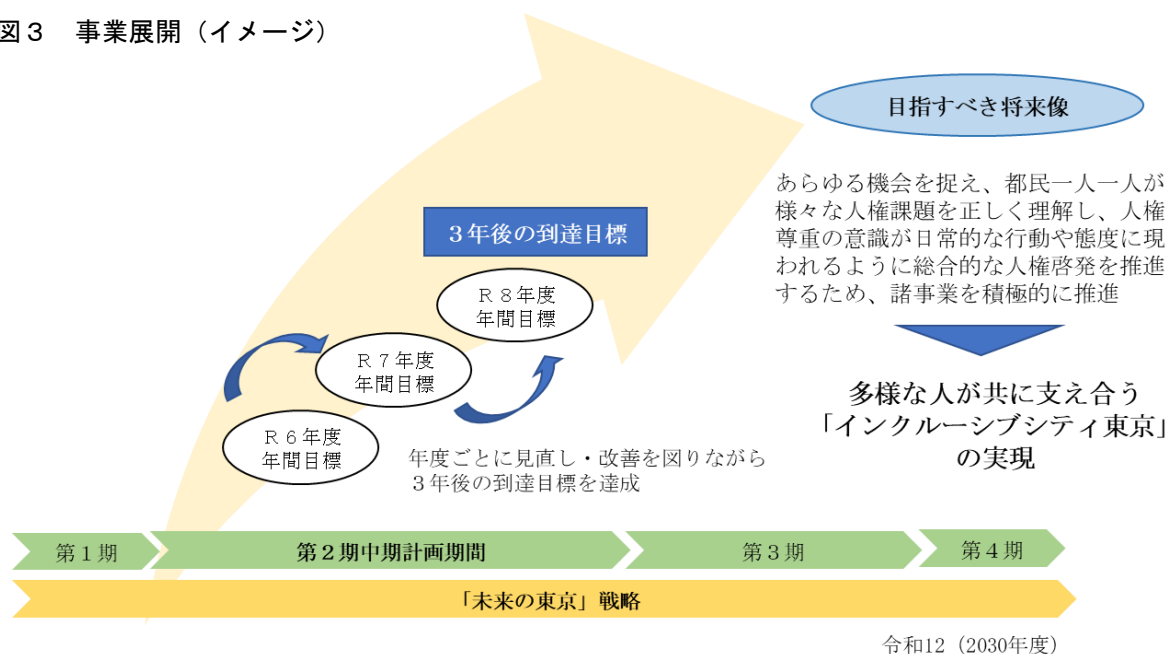
- 1 人権啓発の拠点機能の強化
- 2 情報発信機能の充実・強化
- 3 アウトリーチ機能の展開・強化
- 4 組織体制の強化

図2 事業体系（イメージ）



第4 「4つの柱」に基づく具体的な事業展開

図3 事業展開（イメージ）



1 人権啓発の拠点機能の強化

<目指すべき将来像>

あらゆる機会を捉え、都民一人一人が様々な人権課題を正しく理解し、人権尊重の意識が日常的な行動や態度に現れるように総合的な人権啓発を推進するため、東京都人権プラザにおいて、「インクルーシブシティ東京」の実現に向けた人権啓発教育プロジェクトをはじめとする各種事業が積極的に展開されている。

(1) 高い訴求力を有した人権教育・人権啓発の実現

ア 東京都人権プラザの機能強化

- ・ 参加・体験・交流型の学習プログラムの展開【新規】
（「インクルーシブ」な社会に導く・支える「人」の育成）
- ・ 特別展示（学習プログラムを補完するテーマ展示）の実施【継続】
- ・ 展示と連動した学習プログラムの展開【新規】

イ 既存展示の見直し

- ・ 「気づき」ゾーン次期コンテンツの検討【新規】
- ・ パラリンピックムラールを活用した人権教育・人権啓発プログラムの提供【新規】

3年後の到達目標

多様な人が共に支え合う「インクルーシブシティ東京」の実現に向け、次世代を担う子供・若者を含め幅広い層に向け、インクルーシブな社会の土台となる理解促進・行動変容の機会を創出することで、東京都人権プラザの訴求力が向上

- インクルーシブな社会へ導く・支える「人権ディフェンダー」の育成
ユース世代 120人（周囲に対する働きかけ 1人当たり3人）
指導者 60人（周囲に対する働きかけ 1人当たり3人）
- 東京都人権プラザの年間来館者 10,000人（20代以下の来館者の占める割合40%以上）

取組	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
東京都人権プラザの機能強化	・参加・体験・交流型の学習プログラムの展開 （「インクルーシブ」な社会に導く・支える「人」の育成）	→	・「インクルーシブ」な社会に導く・支える「人」の育成に係る新たなプロジェクトの展開
	・特別展示（学習プログラムを補完するテーマ展示）の実施 ・展示と連動した学習プログラムの展開	→	・新たなプロジェクトを補完する特別展示の更新・展開
既存展示の見直し	・「気づき」ゾーン次期コンテンツの検討に向けた準備	・「気づき」ゾーン次期コンテンツの検討	・「気づき」ゾーン次期コンテンツ提案に係る企画立案
	・パラリンピックムルールを活用した人権教育・人権啓発プログラムの提供		→

(2) 多様な団体との連携（民間の知見の活用等）

ア 人権プラザにおける多様な主体と連携した「インクルーシブシティ東京プロジェクト」の展開

- ・ 当事者団体を含む多様な主体と連携した事業（展示・講座等）の展開【継続】

イ 多様な団体との連携・協力の推進

- ・ 教育機関やNPO法人、人権教育・人権啓発機関、当事者団体等、多様な団体との連携・協力の推進、ネットワークの構築【継続】
- ・ 他の普及展示施設等、新たな連携先の開拓【継続】

3年後の到達目標

当事者団体を含む多様な機関との連携・協力の下、より啓発効果の高い展示や講座等が展開され、東京都人権プラザの利用者が拡大

- 東京都人権プラザの年間来館者 10,000人【再掲】

取組	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
人権プラザにおける多様な主体と連携した「インクルーシブシティ東京プロジェクト」の展開	・ 多様な主体と連携した事業（展示・講座等）の展開	→	・ 多様な団体と連携した新たなプロジェクト及びそれを補完する特別展示の更新・展開【再掲】
多様な団体との連携・協力の推進	・ 教育機関やNPO法人、人権教育・人権啓発機関、当事者団体等、多様な団体との連携・協力の推進、ネットワークの構築 ・ 新たな連携先の開拓	→	→
		→	→

2 情報発信機能の充実・強化

＜目指すべき将来像＞

人権教育・人権啓発の推進に向け、都民の人権への関心を高め、人権意識の高揚を図るため、ホームページやSNS等の適時適切な活用のほか、双方向のコミュニケーションも取り入れるなど、情報発信力が強化

また、人権尊重の意識を社会に広く浸透させるとともに、複雑・多様化する人権課題にも確実に対応するため、限られたリソースを有効に活用し、より効率的・効果的に事業を展開し、事業の「質」を高め、人権啓発のクオリティ・オブ・サービス（QOS）が向上

(1) 情報発信の充実・強化

ア 双方向に機軸を置いた情報提供

- ・ 国や自治体等が主催・協賛する人権啓発行事等の情報を提供する人権啓発カフェ（仮称）の設置【新規】
- ・ 特設サイト（人権教育・人権啓発プログラムを提供している博物館や社会教育施設等の一覧サイト）の展開【新規】

イ オンラインによる情報発信の充実・強化

- ・ ホームページによる情報発信の強化【継続】
- ・ SNS、動画配信チャンネルを通じた、より効果的な情報発信の実施【継続】
- ・ インターネット広告の活用【新規】

ウ 他機関とのネットワーク等を活用した広報活動の推進【新規】

- ・ 他政策連携団体が運営するポータルサイト等による広報の推進

3年後の到達目標

人権教育・啓発に関する機会の充実を図るため、情報のプラットフォームとして、人権教育・啓発に資する情報を収集・蓄積し、都民が共有・利用・交流できる場を提供。さらに、ホームページの充実はもとより、SNSなどとの連携を図ることにより、効果的・効率的に情報を発信することで、法人及び東京都人権プラザの認知度が向上し、利用者が拡大

- 人権啓発カフェの提携先 50件
- 特設サイトで公開している人権教育・啓発プログラムを提供している博物館や社会教育施設等の件数 30件
- 法人のホームページアクセス回数 350,000件
- 東京都人権プラザのホームページアクセス回数 200,000件

取組	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
双方向に機軸を置いた情報発信	・ 人権啓発カフェの設置に向けた準備 ・ 特設サイト提携先の開拓、掲載情報の拡充	・ 人権啓発カフェの設置、チラシ等配架開始 ・ 提携先の開拓	・ 提携先の開拓・配架チラシの拡充
オンラインによる情報発信の充実・強化	・ ホームページによる情報発信の強化 ・ SNS、動画配信チャンネルを通じた、より効果的な情報発信の実施 ・ インターネット広告の活用		
他機関とのネットワーク等を活用した広報活動の推進	・ 他政策連携団体が運営するポータルサイト等による広報の推進		

(2) 人権啓発のクオリティ・オブ・サービス（QOS）の向上

ア 講座のオンライン化

- ・ 講座等のオンライン配信の実施（対面とオンラインを併用したハイブリッド方式の実施を含む。）【継続】
- ・ アーカイブ動画の公開【継続】

イ 多様な団体との連携・協力の推進

- ・ 教育機関やNPO法人、人権教育・人権啓発機関、当事者団体等、多様な団体との連携・協力の推進、ネットワークの構築【再掲】
- ・ 都庁各局との協働展開【継続】

ウ 既存事業の見直し

- ・ アンケートの活用による利用者ニーズ、事業成果の的確な把握【継続】
- ・ 企業に対する新たな支援策の検討・実施【新規】

3年後の到達目標

社会情勢の変化や都民の関心等を踏まえた最適なテーマの設定など創意工夫による効果的な普及啓発に加え、事業のオンライン化により、確実に事業参加者が獲得でき、事業に対する満足度も向上

- 人権問題都民講座における受講者数 1講座当たり 200人＊
＊ 会場参加者及びアーカイブ動画を含むオンライン視聴者の合計
- 「人権について考えるきっかけとなった」と回答した者の割合 85%
- 企業に対する新たな支援策の実施（年1回）

取組	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
講座のオンライン化	・講座等のオンライン配信の実施 ・アーカイブ動画の公開	→	→
多様な団体との連携・協力の推進	・教育機関やNPO法人、人権教育 ・人権啓発機関、当事者団体等、多様な団体との連携 ・協力の推進、ネットワークの構築 【再掲】 ・都庁各局との協働展開	→	→
既存事業の見直し	・アンケートの項目・集計方法の見直し ・新たな項目でのアンケート実施 ・指導者等養成セミナー（企業等向け）の拡充	・アンケートの活用による利用者ニーズ、事業成果の的確な把握 ・アンケート結果の事業への反映 ・指導者等養成セミナー（企業等向け）の実施（年2回）	→ → →

3 アウトリーチ機能の展開・強化

<目指すべき将来像>

人権尊重の意識を社会に広く浸透させるため、自治体のイベント、学校や企業等の授業や研修等に積極的に出向いて、人権啓発の機会を提供することにより、東京都人権プラザに来館できなくとも「人権」に触れることができる。人権啓発に関する潜在的なニーズを掘り起こし、東京都人権プラザの利用者が拡大

(1) ICT技術等を活用したアウトリーチ活動の検討及び既存事業の充実・強化

ア ICT技術等を活用したアウトリーチ活動の検討

- ・ アウトリーチ活動に活用可能な展示の企画、出張展示キットの充実【継続】
- ・ オンラインコンテンツの活用【継続】

イ 既存事業の充実・強化

- ・ 小・中学校を主な対象とする人権問題体験学習会、展示アイテムを活用した出張展示の充実・拡充【継続】
- ・ 企画展示の東京都人権プラザ外への展開【継続】

3年後の到達目標

東京都人権プラザ外での人権教育・啓発の推進のため、アウトリーチ先のニーズや意見を踏まえ、オンラインコンテンツを含めた出張展示キットの利用・運用、新たな人権問題体験学習プログラムの開発・運用などを図り、積極的にアウトリーチ活動を展開することで、出張展示・人権問題体験学習会の回数が増加

- 出張展示の実施 30回
- 企画展示の東京都人権プラザ外での実施 年1か所（巡回展示を含む。）
- 人権問題体験学習会の実施 30回

取組	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
I C T技術等を活用したアウトリーチ活動の検討	・アウトリーチ活動に活用可能な展示の企画、出張展示キットの充実		→
	・オンラインコンテンツの活用		→
既存事業の充実・強化	・人権問題体験学習会、出張展示の充実・強化		→
	・企画展示の東京都人権プラザ外での実施		→

4 組織体制の強化

<目指すべき将来像>

人材の獲得・育成、能力向上を図り、効率的・効果的な事業執行に加え、多種多様なニーズに応える事業展開を行える組織体制を実現

仕事の進め方を時宜に即して見直し、複雑・多様化する人権課題に組織全体で機動的な対応ができる。

(1) 職員の人材育成

- ・ 職場研修による法人職員としての土台となる基礎的な知識や業務遂行上必要となる知識の習得【継続】
- ・ 事務実施手順の標準化や業務ノウハウの継承のためのマニュアル整備【継続】

3年後の到達目標

より質の高い事業の展開に向け、職員一人一人が果たすべき役割を十分認識し、法人職員として必要な知識の習得・能力の開発を促進。加えて、適正な業務執行に向け、事務手順の標準化を実現し、ノウハウの継承を推進

- 効果的な職員研修による職員の能力向上
- 業務に関する規程、組織の方針、業務フローやマニュアル等に基づく適正な業務執行の実現

取組	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
職員の人材育成	・ 職場研修による法人職員としての土台となる基礎的な知識や業務遂行上必要となる知識の習得 ・ 事務実施手順の標準化や業務ノウハウの継承のためのマニュアルの整備・更新	・ 時勢に応じた研修内容の更新・実施 ・ マニュアルの更新（適宜）	→ →

(2) 組織運営の見直し・強化

- ・ 円滑なコミュニケーションによる情報共有の徹底【継続】
- ・ 中期計画や年度計画等の共有、進行管理の徹底【継続】
- ・ 現場主義による機動性のある組織運営【継続】
- ・ DX推進やポストコロナを踏まえた仕事の進め方の見直し（適時適切な業務改善による事務の効率化・デジタル化）【継続】

3年後の到達目標

効率的・効果的な事業執行に加え、多種多様なニーズに応える事業展開を図るため、円滑なコミュニケーションによる「風通しの良い組織」とするとともに、職員一人一人が組織の方向性を理解し、目標達成に向け、能力を発揮できる職場を実現

- 適時適切な「報連相」による迅速かつ的確な意思決定の実現
- 中期計画や年度計画等に掲げた目標の達成
- 生産性の向上に資する業務改善の実施（原則として年1事業を改善）

取組	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
組織運営の見直し ・強化	・情報共有、「報連相」の徹底 ・中期計画等に基づく進行管理の徹底、評価・検証の実施 ・現場の実情・課題、ニーズを踏まえた事業の提案・実施 ・業務改善の実施（生産性の向上や働き方改革に有効なものから優先して改善）		・新たな中期計画の策定

(3) 東京都との連携に向けた取組

- ・ 社会情勢や人権課題等に関する情報収集【継続】
- ・ 各人権団体等とのネットワークの構築・活用【継続】 【再掲】

3年後の到達目標

都民等と直接接するという法人の強みを活用し、社会的な関心や都民のニーズなどを的確に把握するとともに、多様な人権団体等とのネットワークを構築し、活用することで、より効果的な人権教育・啓発を展開

➤ 都政課題の解決に資する事業の展開

取組	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
・東京都との連携に向けた取組	・社会情勢や人権課題等に関する情報収集 ・各人権団体等とのネットワークの構築、活用【再掲】		